

地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令

参照条文 目次

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	1
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・	4

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）

（組合員の資格の得喪）

第三十九条（略）

2 組合員は、死亡したとき、又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

3（略）

（標準報酬）

第四十三条 標準報酬の等級及び月額、組合員の報酬月額に基づき次の区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円未満

第一五級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上	二五〇、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上	二七〇、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上	二九〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上	三一〇、〇〇〇円未満
第一九級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第二〇級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第二一級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第二二級	三八〇、〇〇〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二三級	四一〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二四級	四四〇、〇〇〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二五級	四七〇、〇〇〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二六級	五〇〇、〇〇〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二七級	五三〇、〇〇〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二八級	五六〇、〇〇〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第二九級	五九〇、〇〇〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第三〇級	六二〇、〇〇〇円		六〇五、〇〇〇円以上

2 16 (略)

(任意継続組合員に対する短期給付等)
 第四百四十四条の二 (略)

2 前項後段の規定により組合員であるものとみなされた者(以下この条において「任意継続組合員」という。)は、組合が、政令で定める基準に従い、その者の短期給付及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む、介護保険第二号被保険者の資格を有する任意継続組合員にあつては、介護納付金に係る掛金及び地方公共団体の負担金を含む。)の合算額を基礎として定款で定める金額(以下この条において「任意継続掛金」という。)を、毎月、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならない。

3 6 (略)

(経過措置)

第四百四十五条の二 この法律に基づき政令を制定し、又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と認められる範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）

（任意継続組合員の標準報酬の日額）

第四十六条の二 任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、その額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつてその者の標準報酬の日額とする。

一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額

二 前年（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前々年）の九月三十日における任意継続組合員の属する組合の短期給付に関する規定の適用を受ける全ての組合員の同月の標準報酬の月額の平均額（当該平均額の範囲内において組合の定款で定めた額があるときは、当該定款で定めた額）を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬の月額